

会 議 録

|   |  |  |                              |  |   |  |
|---|--|--|------------------------------|--|---|--|
| 会議の名称   | 平成29年7月7日開催政策会議  |  |                              |  |   |  |
| 開催日時  | 平成29年7月7日（金曜日） 午前9時05分から<br>午前10時00分まで   |  |                              |  |   |  |
| 出席者   | 区長、宮崎副区長、岡田副区長、教育長、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、区長室長、生活文化部長、保健福祉部長、都市整備政策部長、会計管理者、教育次長  |  |                              |  |   |  |
| 審議概要  | 1  | <table border="1"> <tr> <td>(仮称)産後ケアセンター事業に関する条例の骨子案について</td> <td>子ども・若者部</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <b>【意見等】</b><br/>                     ・産後ケアセンター桜新町の建物の譲渡を受けて事業を実施するにあたり制定する、(仮称)産後ケアセンター事業に関する条例の骨子案について説明があった。<br/>                     ・産後ケアセンターを使用できる者の規定について、育児不安の進行防止である二次予防の役割が事業の前提であり、現行と同様の要件を基本に条例案で示していく旨の説明があった。<br/><br/> <b>【審議結果】</b><br/>                     ・付議事案を了承とする。                 </td> </tr> </table> | (仮称)産後ケアセンター事業に関する条例の骨子案について | 子ども・若者部  | <b>【意見等】</b><br>・産後ケアセンター桜新町の建物の譲渡を受けて事業を実施するにあたり制定する、(仮称)産後ケアセンター事業に関する条例の骨子案について説明があった。<br>・産後ケアセンターを使用できる者の規定について、育児不安の進行防止である二次予防の役割が事業の前提であり、現行と同様の要件を基本に条例案で示していく旨の説明があった。<br><br><b>【審議結果】</b><br>・付議事案を了承とする。 |  |
|   | (仮称)産後ケアセンター事業に関する条例の骨子案について   | 子ども・若者部  |                              |  |   |  |
| <b>【意見等】</b><br>・産後ケアセンター桜新町の建物の譲渡を受けて事業を実施するにあたり制定する、(仮称)産後ケアセンター事業に関する条例の骨子案について説明があった。<br>・産後ケアセンターを使用できる者の規定について、育児不安の進行防止である二次予防の役割が事業の前提であり、現行と同様の要件を基本に条例案で示していく旨の説明があった。<br><br><b>【審議結果】</b><br>・付議事案を了承とする。 |  |  |                              |  |   |  |
| 2   | <table border="1"> <tr> <td>総合福祉センター後利用の検討状況について</td> <td>※子ども・若者部<br/>障害福祉担当部</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <b>【意見等】</b><br/>                     ・区立総合福祉センター後利用の検討状況について説明があった。<br/>                     ・資料はわかりやすいように、総合福祉センターの後利用の整理と児童相談所の機能検討に分けること。<br/><br/> <b>【審議結果】</b><br/>                     ・付議事案を了承とする。                 </td> </tr> </table> | 総合福祉センター後利用の検討状況について   | ※子ども・若者部<br>障害福祉担当部          | <b>【意見等】</b><br>・区立総合福祉センター後利用の検討状況について説明があった。<br>・資料はわかりやすいように、総合福祉センターの後利用の整理と児童相談所の機能検討に分けること。<br><br><b>【審議結果】</b><br>・付議事案を了承とする。 |   |  |
| 総合福祉センター後利用の検討状況について  | ※子ども・若者部<br>障害福祉担当部  |  |                              |  |   |  |
| <b>【意見等】</b><br>・区立総合福祉センター後利用の検討状況について説明があった。<br>・資料はわかりやすいように、総合福祉センターの後利用の整理と児童相談所の機能検討に分けること。<br><br><b>【審議結果】</b><br>・付議事案を了承とする。  |  |  |                              |  |   |  |
| 備考  |  |  |                              |  |   |  |
| 所管課<br>(会議録作成所管)  | 政策経営部 政策企画課  |  |                              |  |   |  |